



水道水 水質検査結果

水道水は、法令等に定められた検査項目と検査頻度により水質検査を行っています。

5月に実施した水道水の水質検査結果は別表のとおりです。

これらの検査は義務づけられている検査項目のほかにも、水道水の安全の確保に万全を期するため水質管理上留意すべきものとされている農薬や、その他の項目についても検査を行っています。

また、水道水の水源地の水質検査も行っています。

これらの検査結果は、振興センター、上下水道課で閲覧することができますので、閲覧したい方は下記までご連絡ください。

なお、現在までに行った水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、飲用水として十分な安全性を確保しています。

鏡野町役場	上下水道課	☎0868-54-0001
奥津振興センター	産業建設課	☎0868-52-2211
上齋原振興センター	産業建設課	☎0868-44-2111
富振興センター	産業建設課	☎0867-57-2111

平成19年5月水質検査結果

試験項目	法令による 水質基準	水 質 検 査 結 果										
		鏡 野 上 水 道	香 北 簡 易 水 道	香 々 美 簡 易 水 道	中 谷 簡 易 水 道	奥 津 簡 易 水 道	羽 出 簡 易 水 道	泉 簡 易 水 道	中 央 簡 易 水 道	大 簡 易 水 道	遠 藤 簡 易 水 道	本 村 簡 易 水 道
一般細菌	100/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出しないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/l以下	6.6	4.2	5.2	7.0	5.2	4.9	4.9	4.4	5.1	3.8	4.7
有機物	5mg/l以下	0.2	0.2	0.2	0.1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.7
pH値	5.8～8.6	6.1	6.5	6.0	6.2	7.4	7.1	6.9	6.8	6.9	7.2	7.3
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	2.4
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.5

国民年金

年金時効特例法について

これまで年金の支払いを受ける権利は、2か月に1度の各支払月から5年経過すると、時効により自動的に消滅するため、当初明らかでなかった年金記録が5年経過後に明らかになった場合、年金記録の訂正による年金の増額分のうち5年以上前の支払分については受給することができませんでした。

このたび「年金時効特例法」が国会で成立し、平成19年7月6日に公布、施行されたことにより、今後は年金記録が訂正された場合、時効消滅により受け取ることができなかった分も全期間さかのぼって受給することができるようになりました。

対象となる方

【すでに年金記録が訂正されている方】

- ①年金記録の訂正により年金額が増えた方
⇒老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。
- ②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金が支払われることとなった方
⇒老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。
- ③上記①②に該当する方が亡くなっている場合は、そのご遺族の方
⇒未支給年金の時効消滅分が支払われます。

【今後、年金記録が訂正される方】

- ④今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同じように年金額が増える方
⇒増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます。
(※未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなったときに、まだ、その方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。)

必要な手続き

【今後、年金記録が訂正される方】

記録の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額が支払われます。

【すでに年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方】

できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、あらかじめ必要な事項を記載した用紙が順次(平成19年9月～)送付されます。

なお、今すぐに手続きをされる場合は、津山社会保険事務所に必要な書類をご提出(又は郵送)していただいても結構です。

詳しくは、津山社会保険事務所TEL0868-31-2365又は「ねんきんダイヤルTEL0570-05-1165(平日8:30～17:15)」までお願いします。